



環境省報道発表

令和8年2月27日（金）

令和6年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について

1. 環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。
2. この度、都道府県等からの報告に基づき、令和6年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況、措置の状況等について取りまとめましたので、お知らせします。

※ 調査により得られた自治体ごとのデータは、後日「令和6年度悪臭防止法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/akushu/index.html>

【添付資料】

- ・ 別添 悪臭防止法等施行状況調査の詳細

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室
代 表 : 03-3581-3351
直 通 : 03-5521-8299
室 長 鈴木 清彦
室長補佐 服部 麻友子
室長補佐 桑原 厚
課長補佐 平田 敦史
担 当 尾股 愛菜

■ 調査結果の概要

(1) 悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、令和6年度は11,076件（前年度11,735件）であり、前年度に比べ659件（前年度比5.6%）減少しました。

苦情の内訳をみると、野外焼却が2,439件（全体の22.0%）と最も多く、次いでサービス業・その他1,908件（同17.2%）、個人住宅・アパート・寮1,448件（同13.1%）の順でした。

(2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和6年度末時点で、全国の市区町村数の75.7%に当たる1,318市区町村（前年度1,317市区町村）でした。

(3) 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士の令和6年度末時点での臭気判定士免状取得者数は3,248名（前年度3,352名）でした。

(4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

令和6年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情の件数は4,087件（前年度4,171件）でした。

当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は708件（前年度870件）、報告の徴収は155件（同230件）、悪臭の測定は48件（同58件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは9件（同25件）でした。

また、行政指導は615件（前年度763件）、同法に基づく改善勧告は5件（同7件）、改善命令は1件（同0件）でした。

以 上

悪臭防止法等施行状況調査の詳細

I. 悪臭に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

令和6年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は11,076件であった。これは前年度(11,735件)と比べて659件(前年度比5.6%)の減少となった(図1)。

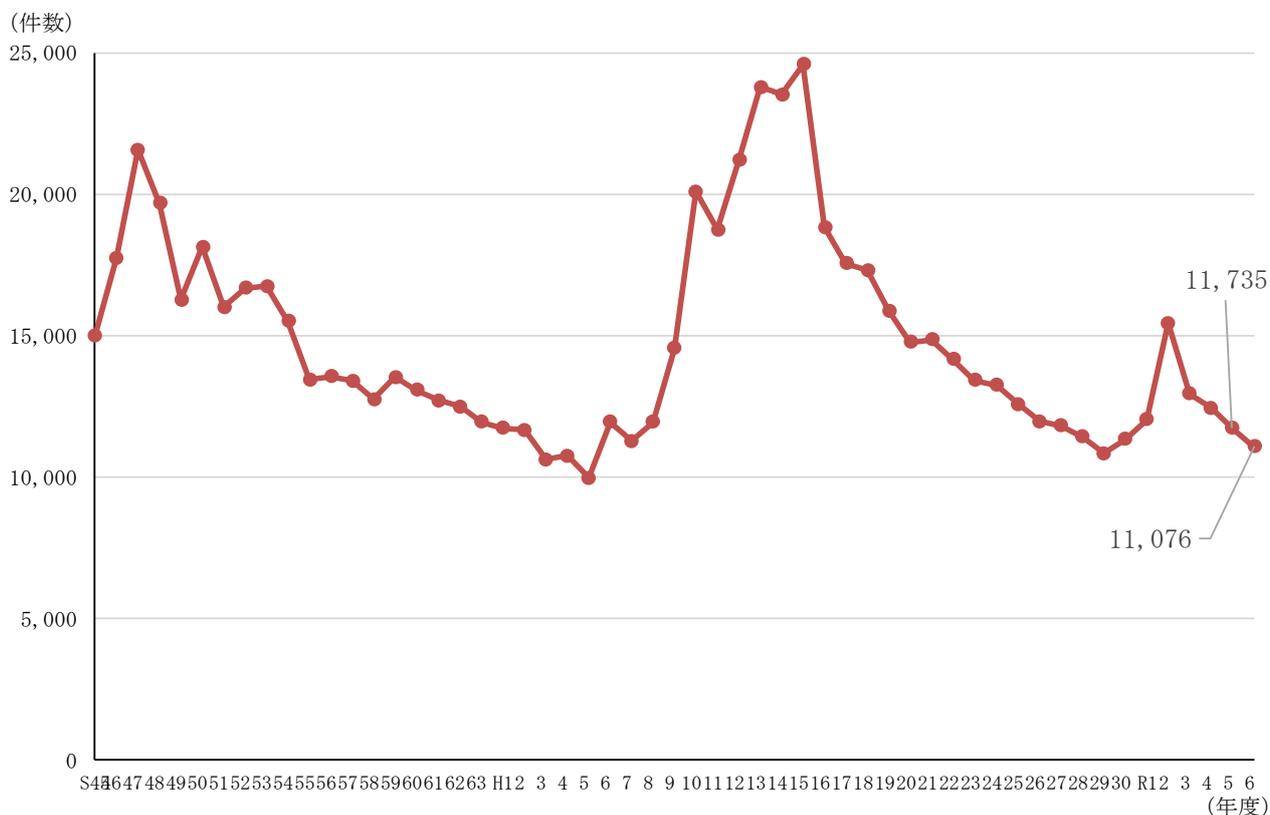


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和6年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却が2,439件（全体の22.0%）と最も多く、次いでサービス業・その他1,908件（同17.2%）、個人住宅・アパート・寮1,448件（同13.1%）の順となっていた（図2、図3）。

また、前年度と比較し増加したものは、飼料・肥料製造工場9件（前年度比4.9%）、食料品製造工場48件（同10.1%）、化学工場2件（同1.5%）であった。

一方で減少したものは、畜産農業167件（前年度比14.3%）、その他の製造工場80件（同10.5%）、サービス業・その他3件（同0.2%）、野外焼却164件（同6.3%）、建設作業現場1件（同0.3%）、下水・用水127件（同24.1%）、個人住宅・アパート・寮136件（同8.6%）であった。

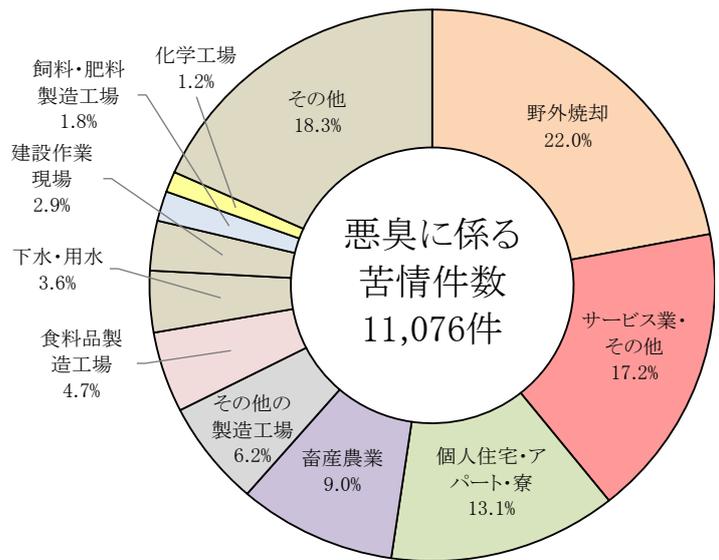


図2 苦情件数の発生源別内訳（令和6年度）

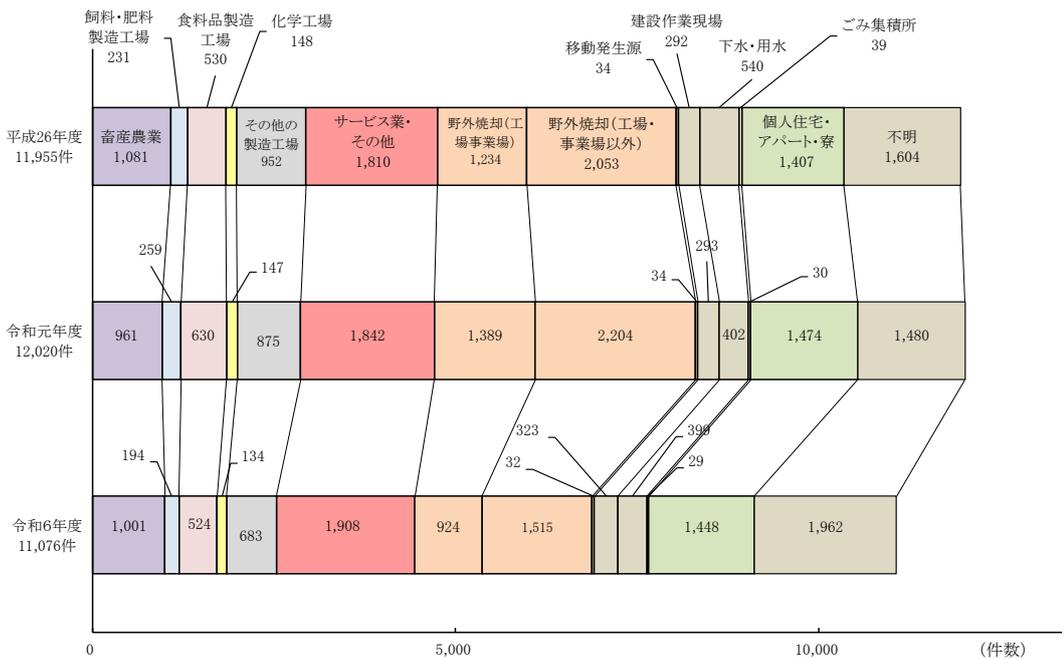


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和6年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,125件が最も多く、次いで愛知県1,057件、千葉県718件、神奈川県656件、大阪府648件であった。上位5都府県で総苦情件数の38.0%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。ただし、人口100万人当たりの苦情件数では、茨城県が167件と最も多く、都市の規模に関係なく地域によって差がみられた(表1)。

苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中18府県で苦情が増加し、29都道府県で減少していた(表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県・令和6年度)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	1,125	茨城県	167
2	愛知県	1,057	静岡県	157
3	千葉県	718	三重県	156
4	神奈川県	656	岐阜県	151
5	大阪府	648	山梨県	151
	全国	11,076	全国平均	89

注) 人口は令和7年1月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況(令和6年度)

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和5年度	令和6年度	件数	割合		令和5年度	令和6年度	件数	割合
北海道	208	174	△34	△16.3%	滋賀県	158	174	16	10.1%
青森県	47	56	9	19.1%	京都府	231	187	△44	△19.0%
岩手県	91	99	8	8.8%	大阪府	571	648	77	13.5%
宮城県	209	189	△20	△9.6%	兵庫県	524	495	△29	△5.5%
秋田県	75	63	△12	△16.0%	奈良県	89	81	△8	△9.0%
山形県	86	68	△18	△20.9%	和歌山県	60	80	20	33.3%
福島県	113	75	△38	△33.6%	鳥取県	69	49	△20	△29.0%
茨城県	435	475	40	9.2%	島根県	43	52	9	20.9%
栃木県	140	157	17	12.1%	岡山県	80	84	4	5.0%
群馬県	139	164	25	18.0%	広島県	148	195	47	31.8%
埼玉県	539	493	△46	△8.5%	山口県	101	76	△25	△24.8%
千葉県	677	718	41	6.1%	徳島県	67	55	△12	△17.9%
東京都	1,150	1,125	△25	△2.2%	香川県	138	110	△28	△20.3%
神奈川県	726	656	△70	△9.6%	愛媛県	71	74	3	4.2%
新潟県	219	152	△67	△30.6%	高知県	45	51	6	13.3%
富山県	34	19	△15	△44.1%	福岡県	443	384	△59	△13.3%
石川県	56	46	△10	△17.9%	佐賀県	49	35	△14	△28.6%
福井県	77	96	19	24.7%	長崎県	142	112	△30	△21.1%
山梨県	144	121	△23	△16.0%	熊本県	127	128	1	0.8%
長野県	289	261	△28	△9.7%	大分県	186	136	△50	△26.9%
岐阜県	279	295	16	5.7%	宮崎県	123	153	30	24.4%
静岡県	596	560	△36	△6.0%	鹿児島県	176	115	△61	△34.7%
愛知県	1,156	1,057	△99	△8.6%	沖縄県	314	211	△103	△32.8%
三重県	295	272	△23	△7.8%	合計	11,735	11,076	△659	△5.6%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和6年度の苦情総数は11,076件であり、そのうち悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは4,087件(全体の36.9%)であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情は1,281件(同11.6%)であった。

また、規制対象外となる工場・事業場以外(個人住宅・アパート・寮、下水・用水等)の発生源に対する苦情は5,708件(全体の51.5%)であった(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数(令和6年度)

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	4,087 (36.9%)	1,281 (11.6%)	5,368 (48.5%)
工場・事業場以外	4,250 (38.4%)	1,458 (13.2%)	5,708 (51.5%)
合計	8,337 (75.3%)	2,739 (24.7%)	11,076 (100.0%)

II. 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和6年度末時点で1,318市区町村(前年度1,317市区町村)であり、全国の市区町村数の75.7%(同75.6%)であった(表4)。

表4 規制地域の指定状況(令和6年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
悪臭防止法地域指定	751	23	486	58	1,318
割合	94.8%	100%	65.4%	31.7%	75.7%

Ⅲ. 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士の令和6年度末時点での臭気判定士免状取得者数は3,248名（前年度3,352名）であった。

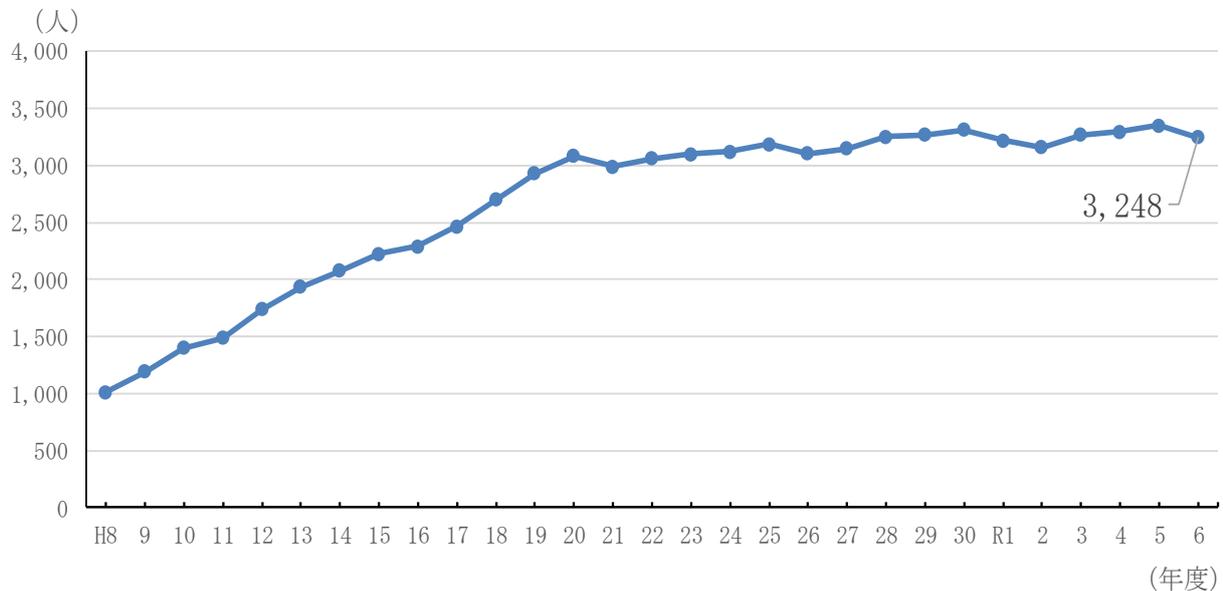


図4 臭気判定士免状取得者数の推移

Ⅳ. 悪臭防止法に基づく措置の状況

悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情の件数は4,087件（前年度4,171件）であった。

これに対して、悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が708件（前年度870件）、報告の徴収が155件（同230件）、悪臭の測定が48件（同58件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは9件（前年度25件）、改善勧告が5件（同7件）、改善命令が1件（同0件）であった。

なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が615件（前年度763件）行われた（表5）。

表5 悪臭防止法に基づく措置等の状況

	令和5年度	令和6年度
立入検査	870	708
報告の徴収	230	155
測定	58	48
（うち基準超過）	25	9
改善勧告	7	5
改善命令	0	1
行政指導	763	615

注）苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。